

就労選択支援事業所 担当者 様

大阪府立和泉支援学校

校長 芥川 豊和

就労選択支援に係る他機関連携によるケース会議の手続きについて（お願い）

日頃より本校の教育活動にご支援いただき、ありがとうございます。

令和7年10月1日より、新たな障がい者福祉サービスである就労選択支援事業が創設され、本校高等部の生徒がサービス利用の対象となります。本校といたしましても、令和7年5月15日付けの通知「特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについて」をふまえ、市町自治体をはじめ、就労選択支援事業所等と連携をはかりたいと考えております。一方、本校在籍生徒の個人情報を提供することになるため、連携を図るうえでの手続きは丁寧に行う必要があると考えております。

そこで、就労選択支援員が主体となって行う、就労選択支援に係る他機関連携によるケース会議の開催については、下記の通り設定させていただきます。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

#### 【本校との連携時の流れ】

個人情報の観点から、まず就労選択支援利用生徒の保護者に①の手続きを行っていただき、その後、担当の就労選択支援員が中心となって②～④の手続きをお願いいたします。

①サービス利用生徒の保護者が、学校へ「**就労選択支援について（連絡）**」を提出する。

②就労選択支援員が、進路指導担当教員に、本校からの会議への参加形式や情報共有の項目等について確認を行う。本校からの会議の参加形式は、**原則※オンライン会議での参加**とする。  
確認次第、就労選択支援員とサービス利用生徒の担任が、会議の日程調整を行う。

※オンライン会議について、個人情報保護の観点から、次ページの「大阪府立学校における外部サービス利用要領 3.Web 会議サービスに係る注意事項（令和8年3月）」を遵守のうえ、会議の開催をお願いいたします。

③就労選択支援員が**依頼書「就労選択支援に係る他機関連携によるケース会議について\*」**を、**保護者を通じて**担任へ提出し、会議を実施する。

\***依頼書「就労選択支援に係る他機関連携によるケース会議について」**は本校ホームページをご確認ください。

④就労選択支援員が作成したアセスメントシートは、原則、保護者経由で本校と共有してください。アセスメント結果は、保護者の同意のもと、関係機関とも共有し、今後の進路選択においても活用いたします。

#### 【お問い合わせ先】

大阪府立和泉支援学校

進路指導部：土橋 首席：廣田

Tel：0725-45-9556

# 大阪府立学校における外部サービス利用要領

(令和8年3月 教育総務企画課)

## 3.Web 会議サービスに係る注意事項（一部抜粋、補足説明あり）

- 原則として、Web会議サービス（Teams、Google Meet、Webex、Zoom）を利用する。
- 利用するWeb会議サービスのソフトウェアが、最新の状態であることを確認する。
- 重要度Ⅰ及びⅡの情報を取り扱う場合は、必ずTeamsを利用すること。  
（→重要度Ⅰ及びⅡの情報に、保護者より共有されている個別の支援計画が含まれていますので、Teams以外での会議では取り扱いのないようにお願いします。）
- 音声を扱う場合は、ヘッドホンを使用するなど、会議の内容が周囲に漏れないよう注意する。  
集音マイクを使用する場合は、会議室を利用する等、会議の内容が部外者に漏れないよう注意する。
- Web会議を主催する場合、会議に無関係の者が参加できないよう以下のいずれかの対策を講ずる必要がある。
  - ・会議室にアクセスするためのパスワード等をつける。
  - ・会議の参加者に会議室にアクセスするためのパスワード等を通知する際は、第三者に知られないよう安全な方法で通知する。
  - ・待機室を設けて参加者と確認できた者だけを会議室に入室させる。
  - ・なりすましや入れ替わりが疑われるなどの不審な参加者を会議室から退室させる。
- Web会議サービスのソフトウェアで録画等を防止する設定を行っていても、ビデオカメラで撮影されれば会議内容は保存されるため、会議内容は会議の参加者に保存されることを前提として、会議で取り扱う情報を確認する。